

## 赤目まちづくり委員会規約

(名称及び目的)

第1条 本会は、赤目まちづくり委員会（以下「委員会」という。）と称し、名張市地域づくり組織条例に基づき、地区住民の総参加により、将来の地区発展について話し合い、赤目地域の快適で安全な生活を確保し、住民の創意と責任によって誰もが生き生きと輝いて暮らせるまちづくりに努めることを目的とする。

(構成、組織)

第2条 委員会は、原則として赤目地区に居住もしくは勤務する者の中から、委員会の主旨に賛同し、理事会で認める各種団体の代表者及び個人で構成し、次の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 理事会
- (4) 区長会部
- (5) 赤目市民センター

2 委員会に次の専門部会を置く。

- (1) 青少年育成部会
- (2) 地域活動部会
- (3) 安全・環境活動部会
- (4) 地域振興推進部会
- (5) 福祉部会

(事業、活動)

第3条 委員会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 青少年育成に関すること。
- (2) 地域住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関すること。
- (3) 生活環境の保持と改善向上に関すること及び、防災、防火、防犯に関すること。
- (4) 赤目地域振興推進計画の推進に関すること。
- (5) 地域住民の健康と福祉の増進に関すること。
- (6) 赤目市民センターの管理・運営の受託に関すること。
- (7) 錦生赤目小学校区放課後学童クラブの運営に関すること。
- (8) その他委員会の目的達成のため必要な事業。

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名

(3) 理事 5条1による

(4) 書記 1名

(5) 会計 1名

(6) 監事 2名

(役員を選出)

第5条 理事は、各自治区長、市民センター長及び各専門部会の部長、副部長を充てることとし、総会の承認を得るものとする。

2 会長、副会長、書記、会計は、理事の互選により選出し、総会の承認を得るものとする。

3 監事は、委員のうちから理事会の推薦により選出し、総会の承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 理事は、委員会の運営及び活動を円滑に行うように務める。

(4) 書記は、委員会の運営及び活動に伴う会議録作成の事務を担当する。

(5) 会計は、委員会の運営及び活動に伴う出納経理事務を担当する。

(6) 監事は、委員会の会計監査に当たる。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(区長会部)

第8条 委員会に、地区内の自治区長全員で構成する区長会部を置く。

2 区長会部は、地区内の自治振興、市行政との連絡調整を行う。

(市民センター)

第9条 市民センターは市民センター長、地域事務員で構成する。

2 市民センターは社会教育、生涯学習、地域づくり等の拠点としての市民センターの円滑な管理運営を行う。

(専門部会)

第10条 委員会に専門部会を置き、委員会の事業、活動を実践する。

(会議)

第11条 委員会の会議は、総会、理事会、役員会、部会とする。

2 会議の長は、委員会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者から意見を求めることができる。

(総会)

- 第12条 総会は会長が招集し、委員の過半数の出席で成立するものとする。
- 2 総会の議長は、会長がその任務に当たる。
  - 3 総会は、委員会の最高議決機関であり、毎年1回定期総会を開催する。
  - 4 会長が必要と認めるとき、又は理事及び委員の半数以上の要請があった場合は、臨時総会を開催することができる。
  - 5 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。
  - 6 赤目地区内の住民は、委員会の運営及び活動に関し、意見、要望、提案を行うことができるものとする。

(理事会)

- 第13条 理事会は、必要に応じ会長が招集し、事業計画、予算及び決算、その他重要な事項を審議する。
- 2 委員会の執行機関として、最高の意思決定機関である。

(役員会)

- 第14条 役員会は、必要に応じ会長が招集し、委員会の運営や理事会へ付議する事項の調整を行う。

(会計)

- 第15条 委員会の経費は、負担金、会費、補助金(交付金)、寄付金、その他の収入をもって充てる。
- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
  - 3 委員会の会計を、一般会計と特別会計に仕分けすることができる。
  - 4 受託業務で交付される金額は、特別会計として別に処理するものとする。

(会計出納事務)

- 第16条 出納事務は、会計が責任をもって執行する。
- 2 委員会の予算に基づき公金を支出するときは、事業費交付申請書により会長の認可を得て支出する。

(監査)

- 第17条 委員会の会計監査は、監事が厳正な監査を行う。
- 2 監事は、委員会の運営及び活動に対する決裁監査、出納経理事務、及び事業進捗状況等の業務監査を担当する。
  - 3 外部監査委員を、会長が選任することができる。
  - 4 会計監査及び業務監査を執行したときは、理事会にその結果を報告するものとする。

(事業計画)

- 第18条 専門部会は、事業計画を作成し、事業交付申請書に添付して提出するものとする。

(地域予算の執行)

第19条 地域予算は、総会で承認された事業計画に基づき実施する事業に対して執行する。

2 事業計画を変更して事業を実施しようとするときは、理事会の承認を得て地域予算を変更して執行する。

3 緊急を要する必要事業が生じたときは、理事会を開催し審議して決定する。

(地域予算加算分)

第20条 加算額として受託を受けた事業費は、目的外に支出してはならない。

(地域予算の配分)

第21条 地域予算の配分は、重要事項であり適正、公平、明朗に執行しなければならない。

2 構成団体独自で実施する事業と委員会が実施する事業とそれぞれ区別して予算を配分する。

(事業の実施)

第22条 総会の承認を得た、事業計画に基づいた事業を実施するときは、地域住民の参画が得られるように広報活動等に努める。

2 構成団体提案の事業であって、部会事業として取り上げ、理事会で承認を得たときは、委員会主催事業として予算を執行して実施する。

3 参画団体独自の事業費を確保するために、委員会主催の事業に移行することは認められない。

(事務所)

第23条 委員会の事務所は、市民センター内に置く。

(規約の改廃)

第24条 この規約の改廃は、総会において出席者の過半数の賛成により成立する。

附 則

この規約は、平成16年6月1日から施行する

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する

附 則

この規約は、平成21年6月21日から施行する

附 則

この規約は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する

附 則

この規約は、平成 24 年 5 月 11 日から施行する

附 則

この規約は、平成 25 年 5 月 25 日から施行する

附 則

この規約は、平成 26 年 5 月 17 日から施行する

附 則

この規約は、平成 27 年 5 月 23 日から施行する

附 則

この規約は、平成 28 年 5 月 21 日から施行する